

医事課においては、国民が安心して医療を受けることができるように、医療安全に関する取組や普及啓発を行っています。今回は2つの取組をご紹介します。

(1) 医療安全ワークショップ／セミナーの開催

医療法において、医療機関や医療従事者は、提供する医療の質と安全性の向上を図ることが求められています。

中国四国厚生局では、医療安全管理体制の強化の推進及び医療従事者の資質向上のため、管内病院の管理者、医療安全担当者等を対象に、医療安全に関するワークショップ／セミナーを年1回開催しています。本年は「多職種協働における医療安全 ー安全風土をどのようにして育むかー」をテーマに開催する予定としております。



昨年度開催した、医療安全セミナーの様子

○ 平成29年度医療安全ワークショップ

テーマ：多職種協働における医療安全 ー安全風土をどのようにして育むかー

日時等：平成29年10月1日（日） 広島国際会議場「ヒマワリ」

平成29年10月2日（月）、3日（火） 広島合同庁舎第4号館2階 共用11会議室

参加者：中国5県に所在する医療機関等の職員、各県から推薦のあった者 30名

医療安全ワークショップ（3日コース）では、医療機関で医療安全に取り組んでいる方を対象に、事象事例の分析や対応など、講義だけでなく演習やロールプレイ等を通じて、より実践に活かしていただけるよう企画しております。

○ 平成29年度医療安全セミナー

テーマ：多職種協働における医療安全 ー安全風土をどのようにして育むかー

日時等：平成29年10月1日（日） 広島国際会議場「ヒマワリ」

参加者：中国5県に所在する医療機関等の職員、中国地方にお勤め又はお住まいで医療安全に関心のある方 約300名

医療安全セミナー（1日コース）では、医療安全の専門的知識を身につけ、医療従事者として医療安全に対する役割を明確にすること等を目的として、平成28年度に引き続き「多職種協働における医療安全 ー安全風土をどのようにして育むかー」というテーマで、多職種の人が医療現場において危険要因を認識し、その危険を回避するための方法や認知症高齢患者の安全を守る対応策などを講師の先生方がそれぞれの立場から講演いただく予定です。

(2) 再生医療等安全性確保法に基づく手続き

再生医療については、これまで有効な治療法がなかった疾患の治療ができるようになるなど、国民の期待が高い一方、新しい医療技術であることから、安全性を確保しながら提供する必要があります。そこで平成 26 年 11 月に「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」が成立、施行されました。地方厚生局では、医療機関や細胞培養加工施設、認定再生医療等委員会から提出された各書類を受理しています。

また、安全な再生医療が提供されない恐れがあると判断したときは、法に基づき医療機関等に対して立入検査を行うことがあります。中国四国厚生局管内では、本年 5 月に本省指示のもと愛媛県松山市の医療機関に立入検査を行ったところ、無届けで他人の臍帯血を用いた再生医療等を行っていたことが確認されました。この結果に基づいて、本省より臍帯血に関する再生医療等の提供の一時停止命令と報告命令を発出しました。

中国四国厚生局では上記のような取組を通じて、今後とも医療の安全安心が確保され、また、より充実するように、医療安全の推進に貢献していきたいと考えております。